

監査告示第2号

定期監査等の結果に対する措置状況について

平成30年度第1回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成31年2月26日

大東四條畷消防組合監査委員 乗本 良一

大東四條畷消防組合監査委員 澤田 貞良

平成30年度

定期監査等の結果に対する措置状況

1. 執行機関

【消防本部総務課】

監査委員 指摘事項

(1) 資金前渡の精算処理について

財務規則において、資金前渡職員は支払残金の有無にかかわらず、前渡を受けた資金について、常時の経費に係るものは、資金の交付月の翌月10日までに、随時の経費に係るものは、資金交付の目的完了後5日以内に精算書を作成することが規定されているが、一部でこの期日が守られていない事務処理が見受けられた。資金前渡は公金支出の特例として通常よりも高い管理意識が必要となることから、規則どおりの精算期日となるよう事務処理を改善されたい。

(2) 根拠法令の準拠について

資金前渡をはじめとする支払いの特例については、関係法令及び財務規則に規定されている範囲で、特に必要なものに限定すべきと考える。したがって、根拠法令を正しく理解し事務を執行する必要がある。起案書において、いくつか根拠法令の誤った理解や記載漏れが見受けられたので、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 研修負担金における前金払について

平成29年度における消防学校研修負担金の支出は通常払として処理されていたが、消防学校研修負担金は、支払い期日が受講前となるので、法令に基づき債権者・債務金額が確定しているものに対し、支払うべき事実の確定前に前金払で支払うことが妥当と考える。したがって、今後は前金払として支出し適正な事務の執行に努められたい。

消防本部総務課 措置状況

(1) 資金前渡の精算処理について

監査委員からの指摘を受け、課内において、財務規則に基づく適正な精算事務について再確認を行いました。

今後は、財務規則に基づき常時又は随時の経費共に適切な精算期日となるよう会計事務を執行いたします。

(2) 根拠法令の準拠について

資金前渡をはじめとする支払いの特例について、課内外で関係法令及び財務規則における適用範囲の周知徹底を行いました。

会計事務を担う総務課においては、根拠法令を正しく理解するとともに、各課等の起案書への合議において根拠法令の記載誤りや記載漏れを審査し、事務の厳格適正な執行を行います。

(3) 研修負担金における前金払について

消防学校研修負担金における経費の支払いについては、支払い期日が研修受講前であり債権者及び債務金額が確定していることから、法令に基づく前金払にて支払うよう改善いたしました。

現在は、支払うべき事実の確定前に支払いが必要となるものについては、法令等に基づき適切に前金払にて支払いを行っています。